

三重産業保健総合支援センターの紹介

使おう！さんぽセンター

独立行政法人 労働者健康安全機構「三重産業保健総合支援センター」と「各 地域産業保健センター」ご利用のお知らせ

さんぽセンター(産業保健総合支援センター)ってどんなところ？

皆様は「産業保健総合支援センター」(通称「さんぽセンター」)をご存じでしょうか？さんぽセンターは全国47か所にあり、三重さんぽセンターは、津市の三重県医師会館5階にございます。さんぽセンターは厚生労働省が所管する「独立行政法人 労働者健康安全機構」の運営する公的な機関です。労働保険料が財源であり、産業保健に関する研修や相談等を無料で実施しています。社員の健康管理に携わる方(事業主・人事労務担当・衛生管理者・産業医・看護職等)ならどなたでもご利用いただけます。また、地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センター(通称「地さんぽ」)を設置しています。地さんぽでは労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導等の産業保健サービスを提供しています。

さんぽセンターで使える、主なサービス内容は？(事業規模の制限なし)

健康経営を目指して快適職場づくりに取り組みたい

病気になっても、安心して働ける職場づくりの一環として、社内研修をしたいのですが…



セルフケア研修等の社内研修をしたいのですが…

がんなどの病気治療を続けながら働いている社員への配慮について、助言を得たいのですが…

メンタルヘルス対策

(訪問による研修・実地相談)

専門家が訪問し、自社内で研修を実施できるサービスのほか、心の健康づくり計画の作成等の実地相談も行えます。

ご用命が多い研修テーマ等

- 管理監督者教育・若年労働者教育の研修
- メンタル不調者への対応について
- 休職中の労働者の復職支援の流れ
- ストレスチェック導入の留意点 など

社員教育研修や、社内規定の整備の一環としてご利用いただいております。

治療と仕事の両立支援対策

(訪問による研修・実地相談・個別調整支援)

専門家が訪問し、自社内で研修を実施できるサービスのほか、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための会社・主治医・労働者との個別調整も行えます。

ご用命が多い研修テーマ等

- がんなど病気治療を続けながら働いている人への具体的な配慮について
- 社内規定の活用や見直しサポート など

現在、対象者がいない事業場からも、社内規定の整備の一環としてご利用いただいております。

専門的研修・相談

さんぽセンター内にて実施する研修・相談サービスです。研修カリキュラムは、ホームページでご確認ください。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

メールマガジンを発行しています。ご登録いただくと、話題の産業保健情報をお届けできます。是非ご登録ください。

さんぽセンターのサービスを利用するには、どうしたらいいの？

三重さんぽセンターのホームページからお申込みいただけます。

(例) 訪問による研修のお申し込みの場合



地さんぽで使える、主なサービス内容は？ (50人未満の事業場限定)

健康診断結果に関する 医師からの意見聴取

健康診断で異常があった労働者に関して、具体的な対応策（就業上の措置）について、事業主が産業医から意見を聴くことができます。（労働安全衛生法第66条の4）

長時間労働者や高ストレス者 に対する面接指導

長時間労働者やストレスチェックに係る高ストレス者が直接面接を受け、産業医に必要な指導を受けること等ができます。（労働安全衛生法第66条の8、10等）

個別訪問による 産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

地さんぽのサービスを利用するには、どうしたらいいの？

ご利用には事前の申込みが必要です。申込書類はこちらから入手できます。詳細は事業場所在地の各地さんぽコーディネーターへお問合せください。



| センター名 | 対象地域 | 住所 | TEL / FAX | 営業日 |
|-------|-------------------|---------------------------------|---|---------|
| 桑名 | 桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡 | 桑名市東方尾弓田3038 桑名医師会健康福祉センター2階 | TEL. 0594-25-3481 FAX. 同上 | (火・水・木) |
| 四日市 | 四日市市・三重郡 | 四日市市西新地14-20 四日市医師会館内 | TEL. 080-9370-2042 FAX. 059-352-8050 | (火・水・木) |
| 鈴鹿・亀山 | 鈴鹿市・亀山市 | 鈴鹿市西条5-118-4 鈴鹿市医師会館内 | TEL. 059-384-0230 FAX. 同上 | (火・水・木) |
| 津 | 津市 | 津市島崎町97-1 津地区医師会館内 | TEL. 059-227-5252 FAX. 059-227-5263 | (月・水・金) |
| 松阪 | 松阪市・多気郡 | 松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内 | TEL. 0598-21-3308 FAX. 同上 | (火・木・金) |
| 伊勢 | 伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡 | 伊勢市勢田町613-12 伊勢地区医師会館内 | TEL. 0596-26-1020 FAX. 0596-23-6485 | (火・木・金) |
| 伊賀 | 伊賀市・名張市 | 伊賀市四十九町1929-42 伊賀医師会館内 | TEL. 0595-24-3613 FAX. 0595-24-3409 | (月・火・水) |
| 東紀州 | 尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡 | 熊野市井戸町750-1 熊野市社会福祉センター内 | TEL. 0597-89-6039 FAX. 同上 | (火・水・金) |

※ご利用できる時間は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。